

8月から

高額療養費制度 が見直されます

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

■年間の上限額を新設

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間(8月から翌年の7月までの期間)の上限額以上の医療費は、保険者から還付を受けることができます。

■上限額を変更

2026年8月～2027年7月の上限額

適用区分※ ¹		年収目安	入院 + 外来【月額上限】 (世帯ごと) ＜多数回該当※ ² ＞	入院 + 外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来(個人ごと) 【70歳以上のみ】
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	27万300円 + 1 % ＜14万100円＞	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770～約1,160万円	17万9,100円 + 1 % ＜9万3,000円＞	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370～約770万円	8万5,800円 + 1 % ＜4万4,400円＞	53万円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	6万1,500円 ＜4万4,400円＞	53万円	月額上限2万2,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	3万6,900円 ＜2万4,600円＞	29万円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	2万5,700円 ＜2万4,600円＞	29万円	月額上限1万1,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下 など) 【70歳以上】	1万5,700円 ＜1万5,700円＞	18万円	月額上限8,000円

※ 1 自身の適用区分はマイナポータルまたは限度額適用認定証などで確認可能

※ 2 直近12か月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

高額療養費制度の見直しは2026年度と2027年度の2段階にわけて実施します。2027年8月以降の見直しについては、厚生労働省ホームページへ



注意

東浦町国民健康保険または後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入されている方は、ご加入の保険者へお問い合わせください

問い合わせ

▶ 今回の見直しについて…厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111

対応期間: 2027年3月までの月～土曜日午前9時～午後6時(日曜日・祝日・年末年始を除く)

▶ 東浦町国民健康保険について…町保険医療課 内線155

▶ 後期高齢者医療保険について…町保険医療課 内線153